

事務総局会議（第26回）議事録	
日時	令和元年10月1日（火）午前10時00分～午前11時14分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 令和元年度高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和元年度刑事事件担当裁判官協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第2）</p>
結果	◎了承 1, 2
秘書課長 大須賀寛之 	

【事務総局会議配布資料】

事務総局会議資料 第1
(10月 1日開催)

(令和元. 10. 1 総三印)

高等裁判所首席書記官事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和元年11月7日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 書記官事務の整理と適正事務の確保について
 - (2) IT化後の書記官事務について
- 5 出席者 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官

合計16人

(令和元. 10. 1 刑二印)

刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 令和2年1月又は2月中の1日
- 2 開催形態 次の各高等裁判所ブロックによる連合開催
 - ①東京・札幌, ②大阪・高松, ③名古屋・仙台, ④福岡・広島
- 3 開催場所 ①東京, ②大阪, ③名古屋, ④福岡の各高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 裁判員裁判の運用上の課題
(2) その他刑事事件の処理に關し考慮すべき事項
- 5 協議員 各高等裁判所本庁, 各地方裁判所本庁及び裁判員裁判に關する事務を取り扱う各地方裁判所支部の刑事事件担当の裁判官（できる限り裁判長とする。）1人

なお, これらの協議員のほか, 高等裁判所並びに複数の刑事部がある地方裁判所本庁及び裁判員裁判に關する事務を取り扱う地方裁判所支部については, 各高等裁判所管内の実情に応じて裁判官を追加して選定して差し支えない。

事務総局会議（第27回）議事録

日時	令和元年10月8日（火）午前10時00分～午前10時58分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 人事担当課長等協議会の開催について 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 令和元年秋の叙勲受章者の内定について 堀田人事局長説明（資料第3）</p> <p>4 民事執行規則等の一部を改正する規則について 門田民事局長説明（資料第4）</p> <p>5 船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の一部を改正する規則について 門田民事局長説明（資料第5）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 3, 4, 5</p> <p>◎ 了承 1, 2</p>
秘書課長 大須賀 寛之	

高等裁判所事務局総務課長等事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和元年11月14日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 文書事務について
 - (2) 自然災害への対応について
 - (3) 広報活動の充実・強化について
 - (4) 総務事務の実情と課題について
 - ア 裁判部門との連携について（過誤対応）
 - イ 当事者からの苦情対応について
 - ウ 総務事務の合理化について
 - (5) その他総務事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の総務課長及び文書企画官

合計 16人

事務総局会議資料 第2
(10月8日開催)

人事担当課長等協議会の開催について

1 主催

各高等裁判所

2 期日

令和元年11月1日（金）から令和元年12月27日（金）までの間の1日を
選定する。

3 場所

各高等裁判所

4 協議事項

人事事務全般に関する諸問題

5 協議員

(1) 各高等裁判所の人事課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の総務課長（
人事課の置かれている庁については人事課長。人事課の置かれていらない庁で、
地方裁判所及び家庭裁判所のいずれか一方の総務課長を人事担当課長とする庁
については、各高等裁判所の判断により同課長のみを協議員とすることも可と
する。）

(2) 以下の者のうち、協議事項ごとに高等裁判所が参加を相当と認めるもの

各高等裁判所の総括企画官、人事課企画官、人事課課長補佐及び人事課専門
官

事務総局会議資料 第3
(10月8日開催)

令和元年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和元年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和元年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和元年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
名		

令和元年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
二等	名	

令和元年秋の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏名
■	■	■

総計 ■名

事務総局会議資料 第4
(10月 8日開催)

(令和元年. 10. 8 民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 民事執行規則等の一部を改正する規則（改め文）
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理 由

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、民事執行等の手続等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事執行規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）

第一節 債務者の財産状況の調査

新

旧

目次

第一章～第三章（略）

第一章～第三章（同上）

第四章 債務者の財産状況の調査

第四章 財産開示手続（第百八十二条～第百八十六条）

第二節 財産開示手続（第百八十二条～第百八十六条）

第二節 第三者からの情報取得手続（第百八十七条～第百九十三条）

第二節 第三者からの情報取得手続（第百八十七条～第百九十三条）

附則

(民事執行の申立ての方式)

第一条 強制執行、担保権の実行及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」という。）の申立ては、書面でしなければならない。

(催告及び通知)

第一条 強制執行、担保権の実行及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産の開示（以下「民事執行」という。）の申立ては、書面でしなければならない。

(第三条 (略))

2 前項の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条

第三項の規定は、法第一百七十七条第三項の規定による催告については準用せず、同規則第四条第五

附則

(民事執行の申立ての方式)

第一条 強制執行、担保権の実行及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産の開示（以下「民事執行」という。）の申立ては、書面でしなければならない。

(第三条 (同上))

2 前項の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条

第三項の規定は、法第一百七十四条第三項の規定による催告については準用せず、同規則第四条第五

項の規定は、第五十六条第二項又は第五十九条第三項（これらの規定を準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による通知については準用しない。

第十三条（略）

2・3（略）

4 第一項及び第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一 執行官が法第五十五条第一項、法第六十四条の二第一項、法第六十八条の二第一項、法第七十七条第一項、法第一百四十四条第一項、法第一百五十五条第一項、法第一百二十七条第一項、法第一百七十七条第一項若しくは法第一百八十七条第一項又

項の規定は、第五十六条第二項又は第五十九条第三項（これらの規定を準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による通知については準用しない。

第十三条（同上）

2・3（同上）

4 第一項及び第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一 執行官が法第五十五条第一項、法第六十四条の二第一項、法第六十八条の二第一項、法第七十七条第一項、法第一百四十四条第一項、法第一百五十五条第一項、法第一百二十七条第一項、法第一百七十七条第一項若しくは法第一百八十七条第一項又

しきは法第百八十七条第一項又は第八十一条、
第八十九条第一項若しくは第百七十四条第二項
(これらを準用し、又はその例による場合を含
む。)の規定による決定を執行した場合

二 (略)

(強制執行の申立書の記載事項及び添付書類)

第二十一条 強制執行の申立書には、次に掲げる事
項を記載し、執行力のある債務名義の正本を添付
しなければならない。

一(四) (略)

五 法第百七十二条第一項各号、法第百七十二条

第一項又は法第百七十四条第一項第一号に規定
する方法による強制執行を求めるときは、求め

は第八十一条、第八十九条第一項若しくは第百
七十四条第二項 (これらを準用し、又はその例
による場合を含む。)の規定による決定を執行
した場合

二 (同上)

(強制執行の申立書の記載事項及び添付書類)

第二十一条 強制執行の申立書には、次に掲げる事
項を記載し、執行力のある債務名義の正本を添付
しなければならない。

一(四) (同上)

五 民法第四百四十二条第二項本文又は第三項に規
定する請求に係る強制執行を求めるときは、求

める裁判

る裁判

(執行費用等の額を定める手続への民事訴訟規則の準用)

第二十二条の三 民事訴訟規則第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は法第四十二条第五项（法第二百九十四条、法第二百三条及び法第二百三十九条）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」の申立て及び同項の規定による裁判所書記官の処分について、同規則第二十一条の規定は法第四十二条第九項（法第二百九十四条、法第二百三条及び法第二百三十九条）において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第七十四条第一項の申立てについて準用する。

(執行費用等の額を定める手続への民事訴訟規則の準用)

第二十二条の三 民事訴訟規則第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は法第四十二条第五项（法第二百九十四条及び法第二百三十九条）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」の申立て及び同項の規定による裁判所書記官の処分について、同規則第二十八条の規定は法第四十二条第九項（法第二百九十四条及び法第二百三十九条）において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第七十四条第一項の申立てについて準用する。

(剩余を生ずる見込みのない場合等の差押債権者による買受けの申出)

第三十一条の二 差押債権者は、法第六十三条第二項第一号の申出をするときは、次に掲げる書類を執行裁判所に提出しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載し、差押債権者（その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者）が記名押印した陳述書

イ 差押債権者の氏名（振り仮名を付す。）又

は名称及び住所

ロ 差押債権者が個人であるときは、その生年

月日及び性別

(新設)

八 差押債権者が法人であるときは、その役員

の氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月

日及び性別

二 自己の計算において差押債権者に買受けの

申出をさせようとする者がある場合であつて

、その者が個人であるときは、その氏名（振

り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

ホ 自己の計算において差押債権者に買受けの

申出をさせようとする者がある場合であつて

、その者が法人であるときは、その名称及び

住所並びにその役員の氏名（振り仮名を付す

。）、住所、生年月日及び性別

ヘ 差押債権者（その者が法人である場合にあ

つては、その役員）及び自己の計算において
差押債権者に買受けの申出をさせようとする
者（その者が法人である場合にあつては、そ
の役員）が暴力団員等（法第六十五条の二第
一号に規定する暴力団員等をいう。以下この
目において同じ。）に該当しないこと。

二 差押債権者が個人であるときは、その住民票
の写しその他のその氏名、住所、生年月日及び
性別を証するに足りる文書

三 自己の計算において差押債権者に買受けの申
出をさせようとする者がある場合であつて、そ
の者が個人であるときは、その住民票の写しそ
の他のその氏名、住所、生年月日及び性別を証

するに足りる文書

2)

差押債権者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める文書の写しを執行裁判所に提出するものとする。

- 一 差押債権者が第五十一条の七第三項に規定する指定許認可等を受けて事業を行つてゐる者である場合 その者が当該指定許認可等を受けていることを証する文書
- 二 自己の計算において差押債権者に買受けの申出をさせようとする者が第五十一条の七第三項に規定する指定許認可等を受けて事業を行つてゐる者である場合 その者が当該指定許認可等を受けていることを証する文書

(入札期日の指定等)

第三十五条 (略)

2 裁判所書記官は、法第六十四条第四項の規定により売却決定期日を指定するときは、やむを得ない事由がある場合を除き、入札期日から三週間以内の日を指定しなければならない。

(期日入札における入札)

第三十八条 (略)

2 5 5 (略)

(削る)

6 入札人は、住民票の写しその他その住所を証するに足りる文書を執行官に提出するものとする。

7 (同上)

(新設)

71 第三十一条の二の規定は、期日入札における入

(入札期日の指定等)

第三十五条 (同上)

2 裁判所書記官は、法第六十四条第四項の規定により売却決定期日を指定するときは、やむを得ない事由がある場合を除き、入札期日から一週間以内の日を指定しなければならない。

(期日入札における入札)

第三十八条 (同上)

2 5 5 (同上)

(削る)

6 入札人は、住民票の写しその他その住所を証するに足りる文書を執行官に提出するものとする。

札について準用する。この場合において、同条中「差押債権者」とあるのは「入札人」と、「執行裁判所」とあるのは「執行官」と、同条第一項中「法第六十三条第二項第一号の申出をするときは、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と読み替えるものとする。

(入札期間及び開札期日の指定等)

第四十六条 (略)

2 裁判所書記官は、法第六十四条第四項の規定により売却決定期日を指定するときは、やむを得ない事由がある場合を除き、開札期日から三週間以内の日を指定しなければならない。

(競り売り)

第四十六条 (同上)

2 裁判所書記官は、法第六十四条第四項の規定により売却決定期日を指定するときは、やむを得ない事由がある場合を除き、開札期日から一週間以内の日を指定しなければならない。

(競り売り)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 第三十一条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条第三項から第五項まで、第三十九条、第四十条、第四十一条第三項、第四十三条、第四十四条第一項（第二号、第六号及び第七号を除く。）及び第二項並びに第四十五条の規定は、競り売りについて準用する。この場合において、第三十一条の二中「差押債権者」とあり、並びに第三十八条第三項及び第四項中「入札人」とあるのは「買受けの申出をしようとする者」と、第三十二条の二中「執行裁判所」とあるのは「執行官」と、同条第一項中「法第六十三条第二項第一号

第五十条 (同上)

2・3 (同上)

4 第三十五条から第三十七条まで、第三十八条第三項から第六項まで、第三十九条、第四十条、第四十一条第三項、第四十三条、第四十四条第一項（第二号、第六号及び第七号を除く。）及び第二項並びに第四十五条の規定は、競り売りについて準用する。この場合において、第三十二条の二中「開札が終わつたときは、執行官は、最高価買受申出人を定め、その氏名又は名称及び入札価額を告げ、かつ」とあるのは、「執行官は」と読み替えるものとする。

の申出をするときは、次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、第三十八条第五項中「入札」とあるのは「買受けの申出」と、第四十一条第三項中「開札が終わつたときは、執行官は、最高価買受申出人を定め、その氏名又は名称及び入札価額を告げ、かつ」とあるのは、「執行官は」と読み替えるものとする。

(入札又は競り売り以外の方法による売却)

第五十一条 (略)

258 (略)

9 第三十一条の二の規定は執行官が第一項の規定による裁判所書記官の処分に基づいて不動産の売却を実施した場合について、第四十四条第二項の

(入札又は競り売り以外の方法による売却)

第五十一条 (同上)

258 (同上)

9 第四十四条第二項の規定は、第六項の調査について準用する。

規定は第六項の調書について準用する。この場合において、第三十一条の二中「差押債権者」とあるのは「買受けの申出をしようとする者」と、「執行裁判所」とあるのは「執行官」と、同条第一項中「法第六十三条第二項第一号の申出をするときは、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と読み替えるものとする。

(買受けの申出をした差押債権者のための保全処分等の申立ての方式等)

第五十一条の四 (略)

2・3 (略)

(買受けの申出をした差押債権者のための保全処分等の申立ての方式等)

第五十一条の四 (同上)

2・3 (同上)

⁴ 第二十七条の二第二項の規定は第一項の書面について、第二十七条の三の規定は法第六十八条の

⁴ 第二十七条の二第二項の規定は第一項の書面について、第二十七条の三の規定は法第六十八条の

二第一項に規定する公示保全処分の執行について、第三十一条の二の規定は法第六十八条の二第二項の申出について、第三十二条の規定は法第六十

二第一項に規定する公示保全処分の執行について
第三十二条の規定は法第六十八条の二第二項の
保証の提供について準用する。

八条の二第二項の保證の提供について準用する。

押債権者は、法第六十三条第二項第一号」とあるのは、「差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。以下この条において同じ。）は、法第六十八条の二第二項」と読み替えるものとする。

「第二項」と読み替えるものとする。
（最高価買受申出人が暴力団員等に
認めるべき事情がある場合）

の最高裁判所規則で定める場合は、最高価買受申出人が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。

2) 法第六十八条の四第二項ただし書の最高裁判所規則で定める場合は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が、指定許認可等を受けて事業を行つてている者である場合とする。

3) 前二項の「指定許認可等」とは、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）であつて、当該許認可等を受けようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該

当しないことが法令（同条第一号に規定する法令をいう。）において当該許認可等の要件とされているもののうち最高裁判所が指定するものをいう。

。

4 前項の指定がされたときは、最高裁判所長官は

これを官報で告示しなければならない。

（不動産執行の規定の準用等）

第八十三条 前款第一目（第二十三條から第二十四
条まで、第二十九条、第三十条第一項第四号及び
第五号並びに第二項、第三十一条の二（第三十八
条第七項（第四十九条において準用する場合を含
む。）、第五十条第四項、第五十一条第九項及び
第五十二条の四第四項において準用する場合を含
に第五十二条の三を除く。）の規定は船舶執行に

（不動産執行の規定の準用等）

第八十三条 前款第一目（第二十三條から第二十四
条まで、第二十九条、第三十条第一項第四号及び
第五号並びに第二項、第三十一条の二（第三十八
条第五号並びに第三項、第三十六条第一項第七号及
び第五号並びに第二項、第三十六条第一項第七号及
び第二項（第四十九条及び第五十条第四項におい
て準用する場合を含む。）、第五十一条の二並び
に第五十二条の三を除く。）の規定は船舶執行に

む。）、第三十六条第一項第七号及び第二項（第四十九条及び第五十条第四項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二、第五十二条の三並びに第五十二条の七を除く。）の規定は船舶執行について、第五十七条の規定は法第一百七十七条第五項において準用する法第七十八条第三項の規定による有価証券の換価について、第六十五条第二項及び第三項並びに第六十六条の規定は船舶執行の保管人について準用する。

五項において準用する法第七十八条第三項の規定による有価証券の換価について、第六十五条第二項及び第三項並びに第六十六条の規定は船舶執行の保管人について準用する。

2 (略)

3 | 第一項において準用する第三十四条に規定する入札における入札人及び同項において準用する第五十条第一項に規定する競り売りにおいて買受け

ついて、第五十七条の規定は法第一百七十七条第五項において準用する法第七十八条第三項の規定による有価証券の換価について、第六十五条第二項及び第三項並びに第六十六条の規定は船舶執行の保管人について準用する。

2 (同上)

(新設)

の申出をしようとする者は、住民票の写しその他の
のその住所を証するに足りる文書を執行官に提出
するものとする。

(入札又は競り売り以外の方法による売却)

第九十六条 裁判所書記官は、相当と認めるときは
、執行官に対し、入札又は競り売り以外の方法に
より自動車の売却を実施すべき旨を命ずることができる。この場合においては、第五十一条（第一
項前段及び第九項（第三十一条の二の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定を準用する。
。

2・3 (略)

(不動産の強制競売等の規定の準用)

2・3 (同上)

(不動産の強制競売等の規定の準用)

第九十七条 法第二章第二節第一款第二目（法第四

十五条第一項、法第四十六条第二項、法第五十五条から法第五十七条まで、法第五十九条第四項、法第六十一条、法第六十二条、法第六十四条の二、法第六十五条の二、法第六十六条（第九十六条第二項の買受けの申出に係る場合に限る。）、法第六十八条の二、法第六十九条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）法第七十一条第五号、法第七十七条、法第八十一条、法第八十三条、法第八十三条の二及び法第八十六条第二項を除く。）、法第一百五十五条（第一項後段を除く。）、法第一百二十条及び法第一百十五条（第一項後段を除く。）、法第一百二十七条並びにこの節第一款第二目（第二十一条から第二十四条まで、第二十七条の二から第二十条及び法第一百二十七条並びにこの節第一款第二目（第二十

第九十七条 法第二章第二節第一款第二目（法第四

十五条第一項、法第四十六条第二項、法第五十五条から法第五十七条まで、法第五十九条第四項、法第六十一条、法第六十二条、法第六十四条の二、法第六十六条（第九十六条第二項の買受けの申出に係る場合に限る。）、法第六十八条の二、法第六十九条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、法第七十七条、法第八十一条、法第八十三条、法第八十三条の二及び法第八十六条第二項を除く。）、法第一百五十五条（第一項後段を除く。）、法第一百二十条及び法第一百二十七条並びにこの節第一款第二目（第二十一条から第二十四条まで、第二十七条の二から第二十条及び法第一百二十七条並びにこの節第一款第二目（第二十

一目（第二十三条から二十四条まで、第二十七条の二から第二十九条まで、第三十条第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十四条中期間入札に係る部分、第三十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項（第五十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条、第三十四条中期間入札に係る部分、第三十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項（第五十条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十三条の四まで、第五十四条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条（第九十六条第二項の規定による売却

二十九条まで、第三十条第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十四条中期間入札に係る部分、第三十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項（第五十条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十三条の四まで、第五十四条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条（第九十六条第二項の規定は、自動車執行について準用する。この場合において、

許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条の二並びに第五十八条の三を除く。）、第八十五条及び第一百九条の規定は、自動車執行について準用する。この場合において、法第四十九条第一項中「物件明細書の作成までの手続」とあるのは「評価書の提出」と、法第七十八条第四項中「売却許可決定が確定するまで、又は民事執行規則第九十六条第二項の買受けの申出の際」と、法第七十八条第四項中「売却許可決定が確定するまで」とあるのは「売却許可決定が確定するまで」、又は民事執行規則第九十五条第一項及び第四項中「船舶国籍証書等」と、法第一百五十五条第一項及び第四項中「船舶国籍証書等」とあるのは「自動車」と、同項中「五日以内」とあるのは「十日以内」と、法第一百二十条中「二週間以内に二項の買受けの申出の際」と、法第一百五十五条第一項及び第四項中「船舶国籍証書等」とあり、及び「船舶の船籍」とあるのは「自動車」と、同項中「五日以内」とあるのは「十日以内」と、法第一百二十条中「二週間以内に船舶国籍証書等」とあるのは「一月以内に自動車」と、法第一百二十七条第一項及び第二項中「差押物」とあるのは「差押えの効力が生じた時に債務者が占有していた自動車」と、第三十六条第一項

法第四十九条第一項中「物件明細書の作成までの手続」とあるのは「評価書の提出」と、法第七十八条第四項中「売却許可決定が確定するまで」とあるのは「売却許可決定が確定するまで、又は民事執行規則第九十六条第二項の買受けの申出の際」と、法第七十八条第四項中「売却許可決定が確定するまで」とあるのは「売却許可決定が確定するまで」、又は民事執行規則第九十五条第一項及び第四項中「船舶国籍証書等」とあるのは「自動車」と、同項中「五日以内」とあるのは「十日以内」と、法第一百二十条中「二週間以内に二項の買受けの申出の際」と、法第一百五十五条第一項及び第四項中「船舶国籍証書等」とあり、及び「船舶の船籍」とあるのは「自動車」と、同項中「五日以内」とあるのは「十日以内」と、法第一百二十条中「二週間以内に船舶国籍証書等」とあるのは「一月以内に自動車」と、法第一百二十七条第一項及び第二項中「差押物」とあるのは「差押えの効力が生じた時に債務者が占有していた自動車」と、第三十六条第一項

のは「一月以内に自動車」と、法第二百二十七条第一項及び第二項中「差押物」とあるのは「差押えの効力が生じた時に債務者が占有していた自動車」と、第三十六条第一項第八号中「物件明細書、現況調査報告書及び評価書」とあるのは「評価書

」と、第一百九条中「差押物が差押えをした」とあるのは「執行官が占有を取得した自動車が」と読み替えるものとする。

2) 前項において準用する第三十四条（期間入札に係る部分を除く。）に規定する入札における入札人及び同項において準用する第五十条第一項に規定する競り売りにおいて買受けの申出をしようとする者は、住民票の写しその他のその住所を証す

第八号中「物件明細書、現況調査報告書及び評価書」とあるのは「評価書」と、第一百九条中「差押えが差押えをした」とあるのは「執行官が占有を取得した自動車が」と読み替えるものとする。

(新設)

るに足りる文書を執行官に提出するものとする。

(入札)

第一百二十条 (略)

2 (略)

3 第三十八条（第七項を除く。）、第四十一条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条中身分に関する証明に係る部分、第一百四十四条、第一百十五条、第一百十六条第一項ただし書及び第二項並びに前三条の規定は動産の入札について、第四十三条中援助の求めに係る部分の規定は執行官がその所属する地方裁判所内において入札を実施する場合について準用する。

(債務者に対する教示の方式等)

(入札)

第一百二十条 (同上)

2 (同上)

3 第三十八条（第六項を除く。）、第四十一条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条中身分に関する証明に係る部分、第一百四十四条、第一百十五条、第一百十六条第一項ただし書及び第二項並びに前三条の規定は動産の入札について、第四十三条中援助の求めに係る部分の規定は執行官がその所属する地方裁判所内において入札を実施する場合について準用する。

第一百三十二条の二 法第一百四十五条第四項の規定に

(新設)

よる教示は、書面でしなければならない。

- 2 法第一百四十五条第四項の最高裁判所規則で定める事項は、法第一百五十三条第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てに係る手続の内容とする。

(差押債権者の取立届の方式)

第一百三十七条 法第一百五十五条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

第一百三十七条 法第一百五十五条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一～三 (略)

(支払を受けていない旨の届出の方式)

第一百三十七条の二 法第一百五十五条第五項の規定に

(新設)

よる届出は、次に掲げる事項を記載した書面でし
なければならない。

一 事件の表示

- 2 |
 - 二 債務者及び第三債務者の氏名又は名称
 - 三 第三債務者から支払を受けていない旨
- | 前項の書面には、第三債務者から支払を受けて
いない理由を記載するものとする。
(差押命令の取消しの予告)

第一百三十七条の三 執行裁判所が法第百五十五条第
六項の規定により差押命令を取り消すに当たつて
は、裁判所書記官は、あらかじめ、差押債権者に
対し、同条第四項又は第五項の規定による届出を
しないときは差押命令が取り消されることとなる

(新設)

旨を通知するものとする。

(売却命令に基づく売却)

第一百四十二条 (略)

2 (略)

3 執行官は、代金の支払を受けた後でなければ、
買受人に債権証書を引き渡し、及び法第百六十一
条第六項の通知をしてはならない。

4 (略)

(移転登記等の嘱託の申立てについて提出すべき
文書)

第一百四十四条 転付命令又は譲渡命令が効力を生じ
た場合において、法第百六十四条第一項の申立てをす
をするときは、記録上明らかな場合を除き、差し押さ

(売却命令に基づく売却)

第一百四十二条 (同上)

2 (同上)

3 執行官は、代金の支払を受けた後でなければ、
買受人に債権証書を引き渡し、及び法第百六十一
条第五項の通知をしてはならない。

4 (同上)

(移転登記等の嘱託の申立てについて提出すべき
文書)

第一百四十四条 転付命令又は譲渡命令が確定した場
合において、法第百六十四条第一項の申立てをす
るときは、記録上明らかな場合を除き、差し押さ

押さえられた債権に關し、これらの命令が第三債務者に送達された時までに他の差押え及び仮差押えの執行がないことを証する文書を提出しなければならぬ。

(不動産執行等の規定の準用)

第一百四十五条 第二十六条及び第二十七条の規定は債権執行について、第六十三条及び第六十五条から第七十二条までの規定は管理命令について、第一百四一条第四項中調書に係る部分の規定は執行官が法第一百六十三条第二項の規定により動産を売却した場合について、第五十九条から第六十二条までの規定は債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合にお

えられた債権に關し、これらの命令が第三債務者に送達された時までに他の差押え及び仮差押えの執行がないことを証する文書を提出しなければならない。

(不動産執行等の規定の準用)

第一百四十五条 第二十六条及び第二十七条の規定は債権執行について、第六十三条及び第六十五条から第七十二条までの規定は管理命令について、第一百四一条第四項中調書に係る部分の規定は執行官が法第一百六十三条第二項の規定により動産を売却した場合について、第五十九条から第六十二条までの規定は債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合にお

いて、第二十七条中「及び債務者」とあるのは、管理命令が発せられている場合にあつては、「債務者及び管理人」と、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、同条第二項中「代金が納付された日から、同項後段」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた日（差し押さえられた債権が法第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合）差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に法第一百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。」には、配当等を実施すべきことと

いて、第二十七条中「及び債務者」とあるのは、管理命令が発せられている場合にあつては、「債務者及び管理人」と、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と読み替えるものとする。

なつた日又は債務者に對して差押命令が送達された日から四週間を経過した日のいづれか遅い日）から「前項後段」と読み替えるものとする。

（電話加入権の売却についての嘱託）

第一百四十九条 電話加入権について法第百六十七条规定によりその例によることとされる法第一百六十一条第一項に規定する命令が効力を生じた場合において、執行裁判所と電話取扱局の所在地を管轄する地方裁判所とが異なるときは、執行裁判所は、その地方裁判所に対し、執行官その他の者に電話加入権を売却させるよう嘱託することができる。

（弁済金の交付の手続）

（弁済金の交付の手続）

第一百四十九条の六（略）

2 弁済金の交付の日は、特別の事情がある場合を除き、弁済金及び剩余金を交付すべきこととなつた日（差し押さえられた債権が法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（數人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十一條の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、弁済金及び剩余金を交付すべきこととなつた日又は債務者に対して差押処分が送達された日から四週間を経過し

第一百四十九条の六（同上）

2 弁済金の交付の日は、特別の事情がある場合を除き、弁済金及び剩余金を交付すべきこととなつた日から一月以内の日としなければならない。

た日のいざれか遅い日)から一月以内の日としなければならない。

3 (略)

(不動産執行及び債権執行の規定の準用)

第一百五十条 第二十六条、第二十七条及び第一百三十三条から第百三十八条までの規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第一百三十三条第一項、第一百三十三条の二第二項、第一百三十四条、第一百三十六条及び第一百三十七条の三中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第一百三十三条の中「法第一百四十五条第四項」とあるのは「法第一百六十七条の五第二項において準用する法第一百四十五条第四項」と、同条第二項中「法

3 (同上)

(不動産執行及び債権執行の規定の準用)

第一百五十条 第二十六条、第二十七条及び第一百三十三条から第百三十八条までの規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第一百三十三条第一項、第一百三十四条及び第一百三十六条中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第一百三十五条第一項第一号中「差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金銭債権」と、「その債権」とあるのは「その金銭債権」と、「その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その

第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「法
第一百六十七条の八第一項又は第二項」と、第一百三
十五条中「法第一百四十七条第一項」とあるのは「
法第一百六十七条の十四第一項において準用する法
第一百四十七条第一項」と、同条第一項第一号中「
差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金
銭債権」と、「その債権」とあるのは「その金銭
債権」と、「その種類及び額（金銭債権以外の債
権にあつては、その内容）」とあるのは「その種
類及び額」と、同項第三号から第五号まで中「当
該債権」とあるのは「当該金銭債権」と、第一百三
十六条第三項中「債権執行の手続を取り消す旨の
決定がされたとき」とあるのは「少額訴訟債権執

内容）」とあるのは「その種類及び額」と、同項
第三号から第五号まで中「当該債権」とあるのは
「当該金銭債権」と、第一百三十六条第三項中「債
権執行の手続を取り消す旨の決定がされたとき」
とあるのは「少額訴訟債権執行の手続を取り消す
旨の決定がされたとき、又は少額訴訟債権執行の
手続を取り消す旨の処分をしたとき」と読み替え
るものとする。

行の手続を取り消す旨の決定がされたとき、又は少額訴訟債権執行の手続を取り消す旨の処分をしたとき」と「第一百三十七条中「法第一百五十五条第四項」とあるのは「法第一百六十七条の十四第一項において準用する法第一百五十五条第四項」と、第一百三十七条の二第一項中「法第一百五十五条第五項」とあるのは「法第一百六十七条の十四第一項において準用する法第一百五十五条第五項」と、第一百三十七条の三中「執行裁判所が法第一百五十五条第六項」とあるのは「法第一百六十七条の十四第一項において準用する法第一百五十五条第六項」と、「同条第四項又は第五項」とあるのは「法第一百六十七条の十四第一項において準用する法第一百五十五条

第四項又は第五項」と、第一百三十八条第一項中「法第一百五十六条第三項」とあるのは「法第一百六十七条の十四第一項において準用する法第一百五十六条第三項」と読み替えるものとする。

(振替社債等執行の開始)

第一百五十条の二 社債、株式等の振替に関する法律
(平成十三年法律第七十五号) 第二条第一項に規定する社債等であつて振替機関(同条第二項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)が取り扱うもの(以下この款及び第一百八十条の二において「振替社債等」という。)に関する強制執行(以下「振替社債等執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(振替社債等執行の開始)

第一百五十条の二 社債、株式等の振替に関する法律
(平成十三年法律第七十五号) 第二条第一項に規定する社債等であつて振替機関(同条第二項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)が取り扱うもの(以下「振替社債等」という。)に関する強制執行(以下「振替社債等執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(差押命令)

第一百五十条の三 執行裁判所は、差押命令において、振替社債等に關し、債務者に対し振替若しくは抹消の申請又は取立てその他の処分を禁止し、並びに振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等であつて債務者が口座の開設を受けているものをいう。以下この款において同じ。）に対し振替及び抹消を禁止しなければならない。

255 (略)

6 振替債（社債、株式等の振替に關する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債をいう。以下同じ。）、振替新株予約權付社債（同法第二百九十九

(差押命令)

第一百五十条の三 執行裁判所は、差押命令において、振替社債等に關し、債務者に対し振替若しくは抹消の申請又は取立てその他の処分を禁止し、並びに振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等であつて債務者が口座の開設を受けているものをいう。以下同じ。）に対し振替及び抹消を禁止しなければならない。

255 (同上)

6 振替債（社債、株式等の振替に關する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債をいう。以下同じ。）、振替新株予約權付社債（同法第二百九十九

二条第一項に規定する振替新株予約権付社債をいう。以下同じ。）であつて社債の償還済みのものでないもの、振替転換特定社債（同法第二百五十条に規定する振替転換特定社債をいう。以下同じ。）又は振替新優先出資引受権付特定社債（同法第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）であつて社債の償還済みのものでないものに対する差押命令の送达を受けた振替機関等は、直ちに、発行者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一・二（略）

三 差し押さえられた振替社債等の銘柄（社債、株式等の振替に関する法律第六十八条第三項第

二条第一項に規定する振替新株予約権付社債をいう。以下同じ。）であつて社債の償還済みのものでないもの、振替転換特定社債（同法第二百五十条に規定する振替転換特定社債をいう。以下同じ。）又は振替新優先出資引受権付特定社債（同法第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）であつて社債の償還済みのものでないものに対する差押命令の送达を受けた振替機関等は、直ちに、発行者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一・二（同上）

三 差し押さえられた振替社債等の銘柄（社債、株式等の振替に関する法律第六十八条第三項第

二号（同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百八十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十一条第三項第二号又は第百九十四条第三項第二号（同法第二百五十二条第一項及び第二百五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銘柄をいう。以下同じ。）及び額又は數四（略）

二号（同法第二百十三条、第二百十五条、第二百十七条、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十一条第三項第二号又は第二百九十四条第三項第二号（同法第二百五十一條第一項及び第二百五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銘柄をいう。）及び額又は数

四（同上）

（同上）

新設（

第一百五十条の五（略）

2・3（略）

4 法第一百五十五条（第一項及び第二項を除く。）

及び法第一百五十七条並びに第一百三十七条から第一百三十七条の三までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、法第一百五十五条並びに法第一百五十七条第一項及び第四項並びに第一百五十七条第二号及び第三号並びに第一百三十七条並びに法第一百五十七条第一項及び第四項並びに第一百三十七条第二号及び第三号中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、法第一百五十七条第四項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第一百五十条の五第一項」と、同条第五項中「金銭債権」とあるのは「振替債等

第一百五十条の五（同上）

2・3（同上）

4 法第一百五十五条（第一項を除く。）及び法第一百五十七条並びに第一百三十七条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、法第一百五十五条第二項並びに法第一百五十七条第一項及び第四項並びに第一百三十七条第二号及び第三号中

「第三債務者」とあるのは「発行者」と、法第一百五十七条第四項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第一百五十条の六第二項」と、第一百三十七条中「法第一百五十五条第三項」とあるのは「第一百五十条の五第四項において準用する法第一百五十条第三項」と読み替えるものとする。

(同項に規定する振替債等をいう。以下同じ。)

又は同項第一号に掲げる振替新株予約権付社債」と、同条第六項中「金銭債権」とあるのは「振替債等又は同項第一号に掲げる振替新株予約権付社債」と、同条第七項中「金銭債権」とあるのは「振替債等又は同項第一号に掲げる振替新株予約権付社債」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「百五十七条第四項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の六第二項」と、第百三十七条规定中「法第百五十五条第四項」とあるのは「第百五十条の五第四項において準用する法第百五十五条第四項」と、第百三十七条の二第一項中「法第百五十五条第五項」とあるのは「第百五十条

の五第四項において準用する法第一百五十五条第五項」と、第一百三十七条の三中「法第一百五十五条第六項」とあるのは「第一百五十条の五第四項において準用する法第一百五十五条第六項」と、「同条第四項又は第五項」とあるのは「第一百五十条の五第四項において準用する法第一百五十五条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

(振替社債等譲渡命令等)

第一百五十条の七 (略)

2・3 (略)

(振替社債等譲渡命令等)

第一百五十条の七 (同上)

2・3 (同上)

4 裁判所書記官は、振替社債等譲渡命令が効力を生じたときは、社債、株式等の振替に関する法律第七

第七十条第一項（同法第一百十三条、第一百十五条、第一百

4 裁判所書記官は、振替社債等譲渡命令が確定したときは、社債、株式等の振替に関する法律第七十条第一項（同法第一百十三条、第一百十五条、第一百

第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十一
一条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十一
七条において準用する場合を含む。）、第九十五条
条第一項、第一百二十七条の七第一項、第一百三十二
条第一項（同法第二百二十八条第一項、第二百三
十五条第一項及び第二百三十九条第一項において
準用する場合を含む。）、第一百六十八条第一項（
同法第二百四十七条の三第一項及び第二百四十九
条第一項において準用する場合を含む。）又は第
百九十七条第一項（同法第二百五十一条第一項及
び第二百五十四条第一項において準用する場合を
含む。）の申請をしなければならない。

十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十一
、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十七
条において準用する場合を含む。）、第九十五条第
一項、第一百二十七条の七第一項、第一百三十二条第
一項（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五
条第一項及び第二百三十九条第一項において準用
する場合を含む。）、第一百六十八条第一項（同法
第二百四十七条の三第一項及び第二百四十九条第
一項において準用する場合を含む。）又は第百九
十七条第一項（同法第二百五十一条第一項及び第
二百五十四条第一項において準用する場合を含む
。）の申請をしなければならない。

6 第百三十九条の規定は振替社債等譲渡命令及び

振替社債等売却命令について、法第百五十九条第二項及び第三項並びに法第百六十条並びに第百四十二条の規定は振替社債等譲渡命令について、法第百五十九条第七項の規定は振替社債等譲渡命令に対する執行抗告について、法第六十八条並びに第一百四十二条第一項及び第四項の規定は振替社債等売却命令について、法第六十五条の規定は振替社債等売却命令に基づく執行官の売却について準用する。この場合において、第一百三十九条第一項中「法第百六十一条第一項」とあるのは「第一百五十条の七第一項」と、法第百五十九条第二項中「債務者及び第三債務者」とあるのは「債務者及び振

6 第百三十九条の規定は振替社債等譲渡命令及び

振替社債等売却命令について、法第百五十九条第二項及び第三項並びに法第百六十条並びに第百四十二条の規定は振替社債等譲渡命令について、法第百五十九条第六項の規定は振替社債等譲渡命令に対する執行抗告について、法第六十八条並びに第一百四十二条第一項及び第四項の規定は振替社債等売却命令について、法第六十五条の規定は振替社債等売却命令に基づく執行官の売却について準用する。この場合において、第一百三十九条第一項中「法第百六十一条第一項」とあるのは「第一百五十条の七第一項」と、法第百五十九条第二項中「債務者及び第三債務者」とあるのは「債務者及び振

替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、債務者、買取口座開設振替機関等及び発行者）と、同条第三項及び法第百六十条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等」と、第一百四十一條第四項中「執行官」とあるのは「執行官その他他の執行裁判所が相当と認める者」と、「調書」とあるのは「調書又は報告書」と読み替えるものとする。

（債権執行等の規定の準用）

第一百五十条の八 法第百四十四条（第二項ただし書きを除く。）、法第百四十六条、法第百四十七条、法第百四十九条、法第百五十四条、法第百五十八条及び法第百六十六条第一項（第三号を除く。）

替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、債務者、買取口座開設振替機関等及び発行者）と、同条第三項及び法第百六十条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等」と、第一百四十一條第四項中「執行官」とあるのは「執行官その他他の執行裁判所が相当と認める者」と、「調書」とあるのは「調書又は報告書」と読み替えるものとする。

（債権執行等の規定の準用）

第一百五十条の八 法第百四十四条（第二項ただし書きを除く。）、法第百四十六条、法第百四十七条、法第百四十九条、法第百五十四条、法第百五十八条及び法第百六十六条第一項（第三号を除く。）

並びに第二十六条、第二十七条、第一百三十三条、
第一百三十四条から第一百三十六条まで及び第一百四十七
七条第二項の規定は振替社債等執行について、第一百四十
百五十条の三第六項の規定は振替機関等（買取請求
株式等に関する強制執行にあつては、買取口座
開設振替機関等）が配当要求があつた旨を記載し
た文書の送達を受けた場合について、法第八十四
条、法第八十五条、法第八十八条から法第九十二
条まで及び法第一百六十五条（第四号を除く。）並
びに第五十九条から第六十二条までの規定は振替
社債等執行につき執行裁判所が実施する配当等の
手続について準用する。この場合において、法第
一百四十四条第二項中「その債権の債務者（以下「

並びに第二十六条、第二十七条、第一百三十三条か
ら第一百三十六条まで及び第一百四十七条第二項の規
定は振替社債等執行について、第一百五十条の三第
六項の規定は振替機関等（買取請求株式等に
する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等
）が配当要求があつた旨を記載した文書の送達を
受けた場合について、法第八十四条、法第八十五
条、法第八十八条から法第九十二条まで及び法第
一百六十五条（第四号を除く。）並びに第五十九条
から第六十二条までの規定は振替社債等執行につ
き執行裁判所が実施する配当等の手続について準
用する。この場合において、法第一百四十四条第二
項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」と

第三債務者」という。)」とあり、並びに法第百四十七条及び法第百五十四条第二項並びに第百三十四条及び第百三十五条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等(買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等)」と、法第百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」であると、法第百六十六条第一項第一号及び法第百六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の六第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「第百五十七条第五項」とあるのは「同規則第百五十条の五第四項において準用する第百五十七条第五項」と、第百三十

いう。)」とあり、並びに法第百四十七条及び法第百五十四条第二項並びに第百三十四条及び第百三十五条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等(買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等)」と、法第百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百六十六条第一項第一号及び法第百六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の六第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「第百五十七条第五項」とあるのは「同規則第百五十条の五第四項において準用する第百五十七条第五項」と、第百三十

」と、第百三十三条规定第一項及び第百三十六条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）」と、第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「第百五十条の八において準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項と、同条第一項第二号中「弁済の意思」とあるのは「振替又は抹消の申請（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行う」と、「弁済しない」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替

三条第一項及び第百三十六条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）」と、第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「第百五十条の八において準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項第二号中「弁済の意思」とあるのは「振替又は抹消の申請（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行う」と、「弁済しない」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替

あつては、振替」を行わない」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第一百四十七条第二項中「前項」とあるのは「第一百五十条の八において準用する法第一百四十七条第一項」と、法第八十四条第一項中「代金の納付があつた」とあり、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあるのは「民事執行規則第一百五十条の八

あるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、同項第四号中「仮差押え」と五百四十七条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の八において準用する法第一百四十七条第一項」と、法第八十四条第一項中「代金の納付がかつた」とあり、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあるのは「民事執行規則第一百五十条の八において準用す

において準用する第百六十五条に規定する債権者」と、法第百六十一条第一号及び第二号中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、同条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認め所が相当と認める者」と読み替えるものとする。

(差押命令)

第一百五十条の十 (略)

255

(略)

第一百五十条の十 (同上)

255

(同上)

6 電子債権記録機関は、第四項の規定により差押えの効力が生じた場合であつても、次に掲げる電子記録をすることができる。

一 差押債権者が第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百五十五条第三項の支払を受け

る第百六十五条に規定する債権者」と、法第百六十一条第一号及び第二号中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、同条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認め所が相当と認める者」と読み替えるものとする。

(差押命令)

6 電子債権記録機関は、第四項の規定により差押えの効力が生じた場合であつても、次に掲げる電子記録をすることができる。

一 差押債権者が第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百五十五条第二項の支払を受け

たことによる支払等記録

二五 (略)

7510 (略)

たことによる支払等記録

二五 (同上)

7510 (同上)

(新設)

11 法第一百四十五条第七項及び第八項の規定は差押命令について、同条第四項及び第一百三十三条の二の規定は差押命令を送達する場合について準用する。この場合において、法第一百四十五条第四項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事執行規則第一百五十条の十五第一項において準用する第一百五十三条第一項又は第二項」と、第一百三十三条の二中「法第一百四十五条第四項」とあるのは「第一百五十条の十第十一項において準用する法第一百四十五条第四項」と、同条第二項中「法第

百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百五十三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(支払等記録の届出等)

第一百五十条の十一（略）

2（略）

3 第一項の規定による届出又は第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百五十五条第四項の規定による届出により差押債権者の債権及び執行費用の総額に相当する金銭の支払があつたことが明らかになつたときは、裁判所書記官は、電子債権記録機関に対し、当該支払があつた旨を通知し

(支払等記録の届出等)

第一百五十条の十一（同上）

2（同上）

3 第一項の規定による届出又は第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百五十五条第三項の規定による届出により差押債権者の債権及び執行費用の総額に相当する金銭の支払があつたことが明らかになつたときは、裁判所書記官は、電子債権記録機関に対し、当該支払があつた旨を通知し

なければならない。

(電子記録債権譲渡命令等)

第一百五十条の十四 (略)

254 (略)

5 裁判所書記官は、電子記録債権譲渡命令が効力を生じたときは、当該電子記録債権譲渡命令に係る電子記録債権が記録されている債権記録（電子記録債権法第二条第四項に規定する債権記録）をいいう。以下同じ。）に債権者として記録されている者の変更（当該電子記録債権譲渡命令による変更に係る部分に限る。）を内容とする変更記録を嘱託しなければならない。

なければならない。

(電子記録債権譲渡命令等)

第一百五十条の十四 (同上)

254 (同上)

5 裁判所書記官は、電子記録債権譲渡命令が確定したときは、当該電子記録債権譲渡命令に係る電子記録債権が記録されている債権記録（電子記録債権法第二条第四項に規定する債権記録）をいいう。以下同じ。）に債権者として記録されている者の変更（当該電子記録債権譲渡命令による変更に係る部分に限る。）を内容とする変更記録を嘱託しなければならない。

6 (略)

6 (同上)

7 第百三十九条の規定は電子記録債権譲渡命令及び電子記録債権売却命令について、法第二百五十九

条第二項及び第三項並びに法第二百六十条並びに第二百四十条の規定は電子記録債権譲渡命令について

法第二百五十九条第七項の規定は電子記録債権譲渡命令に対する執行抗告について、法第六十八条

並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第四項の規定は電子記録債権売却命令について、法第六十条並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第四項の規定は電子記録債権譲渡命令に対する執行抗告について、法第六十八条

並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第四項の規定は電子記録債権譲渡命令について、法第六十条並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第四項の規定は電子記録債権譲渡命令に対する執行抗告について、法第六十八条

7 第百三十九条の規定は電子記録債権譲渡命令及び電子記録債権売却命令について、法第二百五十九

条第二項及び第三項並びに法第二百六十条並びに第二百四十条の規定は電子記録債権譲渡命令について

法第二百五十九条第六項の規定は電子記録債権譲渡命令に対する執行抗告について、法第六十八条

並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第四項の規定は電子記録債権譲渡命令について、法第六十条並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第四項の規定は電子記録債権譲渡命令に対する執行抗告について、法第六十八条

並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第四項の規定は電子記録債権譲渡命令について、法第六十条並びに第二百四十二条第一項、第二項及び第四項の規定は電子記録債権譲渡命令に対する執行抗告について、法第六十八条

は「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と、同項中「調書」とあるのは「調書又は報告書」と読み替えるものとする。

(債権執行等の規定の準用等)

書を除く。）、法第百四十六条、法第百四十七条、法第百四十九条、法第百五十一条から法第百五十五条まで（同条第二項を除く。）、法第百五十七条から法第百六十条まで（法第一百五十九条第六項を除く。）、法第百六十四条及び法第百六十六条第一項（第三号を除く。）並びに第二十六条、第二十七条、第一百三十三条、第一百三十四条から第一百三十七条の三まで、第一百四十四

(債権執行等の規定の準用等)

書を除く。）、法第一百四十六条、法第一百四十七条、法第一百四十九条、法第一百五十二条から法第一百五十五条まで、法第一百五十七条から法第一百六十条まで、法第一百六十四条及び法第一百六十六条第一項（第三号を除く。）並びに第二十六条、第二十七条、第一百三十三条から第一百三十七条まで、第一百四十四条及び第一百四十七条第二項の規定は電子記録債権執行について、前条第五項の規

条及び第一百四十七条第二項の規定は電子記録債権執行について、前条第五項の規定は転付命令が効力を生じた場合について、法第八十四条、法第八十五条、法第八十八条から法第九十二条まで及び法第一百六十五条（第四号を除く。）並びに第五十九条から第六十二条までの規定は電子記録債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第一百四十四条第二項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあるのは「当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関」と、法第一百四十七条並びに第一百三十三条第一項、第一百三十五条並びに第一百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関」と、法第一百四十七条第

定は転付命令が確定した場合について、法第八十四条、法第八十五条、法第八十八条から法第九十二条まで及び法第一百六十五条（第四号を除く。）並びに第五十九条から第六十二条までの規定は電子記録債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第一百四十四条第二項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあるのは「当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関」と、法第一百四十七条並びに第一百三十三条第一項、第一百三十五条並びに第一百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関」と、法第一百四十七条第

第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関」と、法第百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百五十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十二第二項」と、法第百六十四条第一項及び第五項中「第百五十条」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項」において準用する「民事執行規則第百五十条の十五第一項」と、同条第二項及び第三項並びに法第百六十五条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と、法第百六十六条第一項第一号及び法第六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と、法第百六十六条第一項第一号中「二第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「

一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百五十七条第四項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十二第二項」と、法第百六十四条第一項及び第五項中「第百五十条」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項」において準用する「民事執行規則第百五十条の十五第一項」と、同条第二項及び第三項並びに法第百六十五条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と、法第百六十六条第一項第一号及び法第六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「二第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「

の「民事執行規則第百五十条の十二第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「第一百五十七条第五項」とあるのは「同規則第百五十条の十五第一項において準用する第一百五十七条第五項」と、第二十七条中「差押債権者及び債務者」とあるのは「差押債権者、債務者及び電子債権記録機関」と、第一百三十四条中「債務者及び第三債務者」とあるのは「債務者、第三債務者及び電子債権記録機関」と、「差押債権者」とあるのは「差押債権者及び電子債権記録機関」と、第一百三十五条中「法第一百四十七条第一項」とあるのは「第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百四十七条第一項」と、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「第一百五十条の十五第一項」と、

るのは「次に掲げる事項（電子債権記録機関にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）」と、同項第一号中「その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その内容）」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権法第六条第一項第七号に規定する記録番号をいう。）

その他当該電子記録債権を特定するために必要な事項」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第六条第二項中「第三債務者に送達された場合」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関に送

債権以外の債権にあつては、その内容」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権法第十六条第一項第七号に規定する記録番号をいう。）その他当該電子記録債権を特定するために必要な事項」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第一百三十六条第二項中「第三債務者に送達された場合」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関に送達された場合」と、「差押債権者及び第三債務者」とあるのは「差押債権者、第三債

「達された場合」と、「差押債権者及び第三債務者」とあるのは「差押債権者、第三債務者及び電子債権記録機関」と、「第三債務者は差し押さえられた債権について支払又は引渡しをしてはならない」とあるのは「第三債務者は差し押さえられた債権記録機関は差し押さえられた電子記録債権について電子記録をしてはならぬ」と、百五十条の十五第一項において準用する法第百五十条第十五条第四項」と、第一百三十七条の二第一項中「百五十条の十五第一項において準用する法第百五十条第五項」とあるのは「第一百五十条第十五条第五項」とあるのは「第一百五十条第五項」である。

務者及び電子債権記録機関」と、「第三債務者は差し押さえられた債権について支払又は引渡しをしてはならない」とあるのは「第三債務者は差し押さえられた電子記録債権について支払をしてはならず、電子債権記録機関は差し押さえられた電子記録債権について電子記録をしてはならない」と、第一百三十七条中「法第一百五十五条第三項」とあるのは「第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百五十五条第三項」と、第一百四十四条中「法第一百六十四条第一項」とあるのは「第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百六十四条第一項」と、第一百四十七条第二項中「前項」とあるのは「第一百五十条の十五第一項において準用する法第一百六十四条第一項」と、

る法第百四十七条第一項」と、前条第五項中「電子記録債権譲渡命令」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十九条第一項に規定する転付命令」と、法第八十四条第一項中「代金の納付があつた」とあり、同条第三項及び第四項中「代金の納付」とあり、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、並びに同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項において準用する第百六十五条に規定する債権者」と読み替えるものとする。

「転付命令」と、法第八十四条第一項中「代金の納付があつた」とあり、同条第三項及び第四項中「代金の納付」とあり、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、並びに同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあるのは「民事執行規則第一百五十条の十五第一項において準用する第一百六十五条に規定する債権者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する法第一百五十三条第一項又は第二項の規定による差押命令の一部を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、そ

2 前項において準用する法第一百五十三条第一項の規定による差押命令の一部を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨の変更

の旨の変更記録を嘱託しなければならない。

(債権執行の手続への移行)

第一百五十条の十六 第百五十条の十第一項の差押命令が発せられている場合において、電子記録債権法第七十七条第一項の規定により差押えに係る電子記録債権が記録されている債権記録がその効力を失つたときは、事件は、当該電子記録債権の内容をその権利の内容とする債権に対する債権執行の手続に移行する。

2 (略)

3 第三債務者に差押命令が送達されている場合において、電子債権記録機関に差押命令が送達されていなければ、第一項に規定する債権に対する

記録を嘱託しなければならない。

(債権執行の手続への移行)

第一百五十条の十六 第百五十条の十第一項の差押命令が発せられている場合において、電子記録債権法第七十七条第一項の規定により差押えに係る電子記録債権が記録されている債権記録がその効力を失つたときは、事件は、当該電子記録債権の内容をその権利の内容とする指名債権に対する債権執行の手続に移行する。

2 (同上)

3 第三債務者に差押命令が送達されている場合において、電子債権記録機関に差押命令が送達されていなければ、第一項に規定する指名債権に対

差押えの効力は、同項の規定による移行の時に生ずる。

(目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行)

第一百五十六条 第百三十三条、第一百三十四条及び第一百三十五条の規定は、第三者が強制執行の目的物を占有している場合における物の引渡しの強制執行について準用する。

(子の引渡しの強制執行の申立書の記載事項及び添付書類)

第一百五十七条 子の引渡しの強制執行（法第百七十四条第一項に規定する子の引渡しの強制執行をいう。以下同じ。）の申立書には、第二十一条第一

する差押えの効力は、同項の規定による移行の時に生ずる。

(目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行)

第一百五十六条 第百三十三条から第一百三十五条までの規定は、第三者が強制執行の目的物を占有している場合における物の引渡しの強制執行について準用する。

(新設)

号、第二号及び第五号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 子の氏名

二 法第百七十四条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行を求めるときは、その理由及び子の住所

三 法第百七十四条第二項第二号又は第三号に該当することを理由として同条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行を求めるときは、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事由に該当する具体的な事実

2 前項の申立書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 執行力のある債務名義の正本

二 法第百七十四条第二項第一号に該当する」とを理由として同条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行を求めるときは、法第一百七十二条第一項の規定による決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書

(引渡実施の申立書の記載事項及び添付書類)

第一百五十八条 法第百七十五条第一項又は第二項に規定する子の監護を解くために必要な行為（以下「引渡実施」という。）を求める旨の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所

代理人の氏名及び住所並びに債権者の生年月日

(新設)

二 債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

三 子の氏名、生年月日、性別及び住所

四 債務者の住居その他債務者の占有する場所において引渡実施を求めるときは、当該場所

五 前号に規定する場所以外の場所において引渡実施を求めるときは、当該場所、当該場所の占有者の氏名又は名称及び当該場所において引渡

実施を行うことを相当とする理由並びに法第一百七十五条第三項の許可があるときは、その旨

六 法第一百七十五条第六項の決定があるときは、

その旨並びに同項の代理人の氏名及び生年月日

七 引渡実施を希望する期間

前項の申立書には、法第百七十四条第一項第一号の規定による決定の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 債務者及び子の写真その他の執行官が引渡実施を行うべき場所においてこれらの者を識別することができる資料

二 債務者及び子の生活状況に関する資料

三 法第一百七十五条第三項の許可があるときは、

当該許可を受けたことを証する文書

四 法第一百七十五条第六項の決定があるときは、
当該決定の謄本

(法第一百七十五条第一項に規定する場所以外の場所の占有者の同意に代わる許可の申立ての方式等

第一百五十九条 法第百七十五条第三項の申立ては、

次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 子の住居及びその占有者の氏名又は名称

二 申立ての理由

2 第二十七条の二第二項の規定は、前項の書面について準用する。

(法第百七十五条第六項の申立ての方式等)

第一百六十条 法第百七十五条第六項の申立ては、次

に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

い。

一 法第百七十五条第六項の代理人となるべき者

(新設)

(新設)

の氏名及び住所

二 申立ての理由

2 第二十七条の二第二項の規定は、前項の書面について準用する。

(引渡実施に関する債権者等の協力等)

第一百六十一条 執行官は、引渡実施を求める申立てをした債権者に対し、引渡実施を行うべき期日の前後を問わず、債務者及び子の生活状況、引渡実施を行うべき場所の状況並びに引渡実施の実現の見込みについての情報並びに債権者及び法第百七十五条第六項の代理人を識別することができる情報の提供その他の引渡実施に係る手続の円滑な進行のために必要な協力を求めることができる。

(新設)

子の引渡しの申立てに係る事件の係属した裁判所又は子の引渡しの強制執行をした裁判所は、引渡実施に關し、執行官に対し、当該事件又は子の引渡しの強制執行に係る事件に關する情報の提供その他の必要な協力をすることができる。

子の引渡しの申立てに係る事件の係属した家庭裁判所又は高等裁判所は、前項の規定による協力をするに際し、必要があると認めるときは、人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第三十四条第一項若しくは第二項又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第五十八条第一項若しくは第二項（同法第九十三条第一項及び第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の事

実の調査をした家庭裁判所調査官及び同法第六十条第一項（同法第九十三条第一項及び第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の診断をした裁判所技官に意見を述べさせることができること。

4 前二項の規定による協力に際して執行官が作成し、又は取得した書類については、その閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

（引渡実施の終了の通知）

（新設）

第一百六十二条 引渡実施が終了したとき（執行官が次条の規定により引渡実施に係る事件を終了させた場合を除く。）は、執行官は、債務者（債務者

の住居その他債務者が占有する場所以外の場所において引渡実施を行つたときは、債務者及び当該場所の占有者）に対し、その旨を通知しなければならない。

（引渡実施の目的を達することができない場合の引渡実施に係る事件の終了）

第一百六十三条 次に掲げる場合において、引渡実施の目的を達することができないときは、執行官は、引渡実施に係る事件を終了させることができる。

一 引渡実施を行うべき場所において子に会わぬとき。

二 引渡実施を行うべき場所において子に会わぬとき。

（新設）

たにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき。

三 債権者又はその代理人が法第百七十五条第九項の指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に引渡実施を行うことができないおそれがあるとき。

(引渡実施に係る調書の記載事項)

第一百六十四条 引渡実施を行つたときに作成すべき調書には、第十三条第四項第一号において準用する同条第一項第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 引渡実施を行つた場所

(新設)

二 引渡実施を行つた場所が債務者の住居その他

債務者の占有する場所以外の場所であり、当該

場所における引渡実施を相当と認めた場合には

その事由

三 子の表示

(執行文付与の申立書の記載事項)

第一百六十五条 法第百七十七条第二項又は第三項の規定による執行文の付与の申立書には、第十六条第一項各号に掲げる事項のほか、これらの規定による執行文の付与を求める旨及びその事由を記載しなければならない。

第一百六十六条から第一百六十九条まで 削除

(削る)

(執行文付与の申立書の記載事項)

第一百五十七条 法第百七十四条第二項又は第三項の規定による執行文の付与の申立書には、第十六条第一項各号に掲げる事項のほか、これらの規定による執行文の付与を求める旨及びその事由を記載しなければならない。

第一百五十八条から第一百六十九条まで 削除

(新設)

(振替社債等に関する担保権の実行)

第一百八十二条の二（略）

2 法第一百八十二条から法第一百八十四条まで、法第一百九十三条第一項前段及び法第一百九十四条並びに前章第二節第八款（第一百五十条の八において準用する法第一百四十六条第二項並びに第六十二条及び第一百三十三条第一項を除く。）及び第一百七十九条第一項の規定は振替社債等に関する担保権の実行について、法第一百四十六条第二項の規定は振替社債等に関する一般の先取特権の実行について準用する。この場合において、第一百七十九条第一項中「第三債務者」とあるのは、「第一百五十条の三第一項に規定する振替機関等」と読み替えるものと

(振替社債等に関する担保権の実行)

第一百八十二条の二（略）

2 法第一百八十二条から法第一百八十四条まで、法第一百九十三条第一項前段及び法第一百九十四条並びに前章第二節第八款（第一百五十条の八において準用する法第一百四十六条第二項並びに第六十二条及び第一百三十三条第一項を除く。）及び第一百七十九条第一項の規定は振替社債等に関する担保権の実行について、法第一百四十六条第二項の規定は振替社債等に関する一般の先取特権の実行について準用する。この場合において、第一百七十九条第一項中「第三債務者」とあるのは、「振替機関等」と読み替えるものとする。

する。

(遺産の分割のための競売における換価代金の交付)

第一百八十二条 家事事件手続法第一百九十四条第一項の規定による裁判に基づいて競売が申し立てられた場合において、換価の手続が終了したときは、執行裁判所又は執行官は、換価代金から競売の費用で必要なものを控除した金額を、同条第六項又は同法第二百条第一項の規定により選任された財産の管理者に交付しなければならない。

(遺産の分割のための競売における換価代金の交付)

第一百八十二条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第一百九十四条第一項の規定による裁判に基づいて競売が申し立てられた場合において、換価の手続が終了したときは、執行裁判所又は執行官は、換価代金から競売の費用で必要なものを控除した金額を、同条第六項又は同法第二百条第一項の規定により選任された財産の管理者に交付しなければならない。

(開示義務者の宣誓)

第一百八十五条 執行裁判所が法第二百九十九条第七項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により開示義務者に宣誓をさせる場合には、裁判長は、宣誓の前に、開示義務者に対して、宣誓の趣旨及び法第二百十三条第一項第六号の規定の内容を説明しなければならない。

2 (略)

第二節 第三者からの情報取得手続

(第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類)

第一百八十七条 法第二百五条第一項、法第二百六条第一項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の

(開示義務者の宣誓)

第一百八十五条 執行裁判所が法第二百九十九条第七項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により開示義務者に宣誓をさせる場合には、裁判長は、宣誓の前に、開示義務者に対して、宣誓の趣旨及び法第二百六条第一項第二号の規定の内容を説明しなければならない。

2 (同上)

(新設)

(新設)

規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申立人、債務者及び情報の提供を命じられるべき者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の

氏名及び住所

二 申立ての理由

三 法第二百五条第一項の申立てをするときは、情報の提供を命じられた登記所が検索すべき債務者が所有権の登記名義人である土地等（同項に規定する土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。第一百八十九条において同じ。）の所在地の範囲

2 前項の申立書には、できる限り、債務者の氏名

又は名称の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならない。

3 第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手續が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。

4 第二十七条の二第二項の規定は、第一項の申立書について準用する。

（裁判を告知すべき者の範囲）

第一百八十八条 第二条の規定にかかわらず、法第二

百八条第一項に規定する決定は、申立人及び当該

（新設）

決定により情報の提供を命じられた者に対して告知しなければならない。

(情報の提供を命じられた者が提供すべき情報)

第一百八十九条 法第二百五条第一項の最高裁判所規則で定める事項は、債務者が所有権の登記名義人である土地等の存否及びその土地等が存在するときは、その土地等を特定するに足りる事項とする。

ア

第一百九十条 法第二百六条第一項第一号の最高裁判

所規則で定める事項は、同号の給与の支払をする

者の存否並びにその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所（その者が國である場合にあつては、債務者の所属する部局の名称及び所

(新設)

在地)とする。

2 法第二百六条第一項第二号の最高裁判所規則で定める事項は、同号の報酬又は賞与の支払をする者の存否並びにその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所(その者が国である場合にあつては、債務者の所属する部局の名称及び所在地)とする。

第一百九一条 法第二百七条第一項第一号の最高裁

判所規則で定める事項は、同号の預貯金債権の存否並びにその預貯金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種別、口座番号及び額とする。

2 法第二百七条第一項第二号の最高裁判所規則で

(新設)

定める事項は、債務者の有する振替社債等（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十九条に規定する振替社債等であつて、情報の提供を命ぜられた振替機関等（法第二百七条第一項第二号に規定する振替機関等をいう。）の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。以下この項において同じ。）の存否並びにその振替社債等が存在するときは、その振替社債等の銘柄及び額又は数とする。

（情報の提供の方法等）

第一百九十二条 法第二百八条第一項の情報の提供をするときは、同時に、同項の書面の写しを提出しなければならない。ただし、申立人にその書面の

（新設）

写しを発送したときは、この限りでない。

- 2 申立人が法第二百八条第一項に規定する決定により情報の提供を命じられた者から同項の書面の写しを受領したときは、執行裁判所は、同条第二項の規定による送付をすることを要しない。

(申立ての取下げの通知等)

(新設)

- 第一百九十三条 法第二百五条第一項、法第二百六条第一項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、法第二百八条第一項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を

通知しなければならない。

2) 法第二百八条第一項に規定する決定が情報の提供を命じられた者に告知された場合において、法第二百十一条において準用する法第三十九条第一項第七号若しくは第八号又は法第一百八十三条第一項第六号若しくは第七号に掲げる文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立人及び当該情報の提供を命じられた者に対し、これらの文書が提出された旨及びその要旨並びにこれらの文書の提出による執行停止が効力を失うまで、当該情報の提供を命じられた者は債務者の財産に係る情報を提供してはならない旨を通知しなければならない。

第二条第一項の規定にかかわらず、法第二百八
条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、
申立人、同項に規定する決定の告知を受けた情報
の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又
は法第二百六条第一項の申立てを認容する決定の
送達を受けた債務者に告知しなければならない。

第二条関係——国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）

新

（子の返還の強制執行の申立書の記載事項及び添付書類・法第百三十四条等）

第八十四条 子の返還の強制執行（法第百三十四条第一項に規定する子の返還の強制執行をいう。第九十条において同じ。）の申立書には、民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第二十一条第一号及び第五号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

旧

（子の返還の強制執行の申立書の記載事項及び添付書類・法第百三十四条等）

第八十四条 子の返還の強制執行（法第百三十四条第一項に規定する子の返還の強制執行をいう。第八十七条第三項及び第九十一条において同じ。）の申立書には、民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第二十一条第一号及び第五号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ければならない。

一・二 (略)

三 子の返還の代替執行（法第百三十五条第一項に規定する子の返還の代替執行をいう。以下この号、次項第二号及び第三号並びに第八十六条第一項において同じ。）を求めるときは、次に

掲げる事項

イヽハ (略)

二 子の返還の代替執行を求める理由

ホ 法第百三十六条第二号又は第三号に該当することを理由として子の返還の代替執行を求めるときは、これらの号に掲げる事由に該当する具体的な事実

一・二 (同上)

三 子の返還の代替執行（法第百三十五条第一項に規定する子の返還の代替執行をいう。次項第二号及び次条第二項において同じ。）を求めるときは、次に掲げる事項

イヽハ (同上)

(新設)

(新設)

2 前項の申立書には、確定した子の返還を命ずる終局決定の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 子の返還の代替執行を求めるときは、前項第三号口に掲げる事項についての証拠書類の写し

2 前項の申立書には、確定した子の返還を命ずる終局決定の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (同上)

二 子の返還の代替執行を求めるときは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百七十二条第一項の規定による決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書並びに前項第三号口に掲げる事項についての証拠書類の写し

(新設)

三 法第一百三十六条第一号に該当することを理由

として子の返還の代替執行を求めるときは、民

事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百七十

二条第一項の規定による決定の謄本及び当該決

定の確定についての証明書

第八十五条 削除

(解放実施の申立書の記載事項及び添付書類・法
第一百四十条等)

第八十五条 法第百四十条第一項又は第二項に規定する子の監護を解くために必要な行為(以下「解放実施」という。)を求める旨の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- 二 債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号(ファンシミリの番号を含む。)
- 三 返還実施者の氏名、生年月日、性別及び住所並びに日本国内における居所及び連絡先

四 子の氏名、生年月日、性別及び住所

五 債務者の住居その他債務者の占有する場所において解放実施を求めるときは、当該場所

六 前号に規定する場所以外の場所において解放実施を求めるときは、当該場所、当該場所を占有する者の氏名又は名称及び当該場所において解放実施を行うことを相当とする理由

七 解放実施を希望する期間

2) 前項の申立書には、子の返還の代替執行の手続における民事執行法第百七十二条第一項の規定による決定（次条第一項において「子の返還の代替執行の決定」という。）の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 子の生年月日を証する書類の写し

二 債務者及び子の写真その他の執行官が解放実施を行うべき場所においてこれらの者を識別することができる資料

三 債務者及び子の生活状況に関する資料

（子の返還の代替執行に関する通知）

第八十六条 子の返還の代替執行の手続における民事執行法第二百七十二条第一項の規定による決定があるときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

第八十六条 子の返還の代替執行の決定があつたときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

2 法第二百四十五条第一項において準用する民事執行

法第二百七十五条第一項又は第二項に規定する子の監護を解くために必要な行為（以下「解放実施」

2 解放実施を求める申立てがあつたときは、執行官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

という。」を求める申立てがあつたときは、執行官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

(解放実施に関する外務大臣との協議)

第八十七条（削る）

(解放実施に関する債権者等の協力等)

第八十七条 執行官は、解放実施を求める申立てをした債権者及び返還実施者に対し、解放実施を行うべき期日の前後を問わず、債務者及び子の生活状況、解放実施を行うべき場所の状況、解放実施の実現の見込み、子を常居所地国に返還する時期及び方法等についての情報並びに返還実施者を識別することができる情報の提供その他の解放実施に係る手続の円滑な進行のために必要な協力を求めることができる。

執行官は、解放実施を行うべき場所における外

務大臣の立会いの方法その他の解放実施に係る手
続の円滑な進行のために必要な事項について、あ
らかじめ外務大臣と協議することができる。

(削る)

2| (同上)

3|

子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所(

抗告裁判所が子の返還を命ずる終局決定をした場
合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所。

次項において同じ。) 又は子の返還の強制執行を
した裁判所は、解放実施に関し、執行官に対し、
子の返還申立事件又は子の返還の強制執行に係る
事件に関する情報の提供その他の必要な協力をす
ることができる。

4| 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所は

(削る)

前項の規定による協力をするに際し、必要があると認めるときは、法第七十九条第一項又は第二項の事実の調査をした家庭裁判所調査官及び法第八十一条第一項の診断をした裁判所技官に意見を述べさせることができる。

5

前二項の規定は、家庭裁判所における和解若しくは調停において子の返還の合意を調書に記載した場合の当該家庭裁判所（抗告裁判所における和解又は調停において子の返還の合意を調書に記載した場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所）又は子の返還を命ずる家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百八十四条第一項の規定による審判をした家庭裁判所（抗告裁判

所が子の返還を命ずる同法第二百七十四条第五項の規定により読み替えて適用される同法第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判に代わる裁判をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所)について準用する。

(削る)

61 第二項から前項までの規定に基づく協議又は協力に際して執行官が作成し、又は取得した書類については、その閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

(解放実施の目的を達することができない場合の解放実施に係る事件の終了)

第八十九条 次に掲げる場合において、解放実施の目的を達することができないときは、執行官は、

解放実施に係る事件を終了させることができる。

一 解放実施を行うべき場所において債務者又は

子に出会わないとき。

二 解放実施を行うべき場所において債務者及び子に出会つたにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき。

三 返還実施者が法第百四十条第六項の規定による指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に解放実施を行うことができないおそれがあるとき。

(解放実施に係る調書の記載事項)

第九十条 解放実施を行つたときに作成すべき調書には、民事執行規則第十三条第四項第一号におい

(削る)

て準用する同条第一項第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 解放実施を行つた場所

二 解放実施を行つた場所が債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所であり、当該場所における解放実施を相当と認めた場合には、
、その事由

三 子の表示

(執行事件の記録の正本等の様式及び閲覧等・法

第一百四十三条)

第九十条 (略)

(民事執行規則の準用等)

第九十一条 (同上)

(執行事件の記録の正本等の様式及び閲覧等・法

第一百四十三条)

第九十一条 民事執行規則第百五十八条の規定は解

(新設)

放実施を求める旨の申立書について、同規則第百五十九条の規定は法第百四十条第一項において準用する民事執行法第百七十五条第三項の申立てについて、同規則第百六十条の規定は法第百四十条第一項において準用する民事執行法第百七十五条第六項の申立てについて、同規則第百六十一一条から第百六十四条までの規定は解放実施について準用する。この場合において、同規則第百五十八条规定の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百四十条第一項において準用する法第

百七十五条第三項」と、同項第六号及び第二項第四号並びに同規則第一百六十条第一項中「法第一百七十一条第六項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百四十条第一項において準用する法第一百七十五条第六項」と、同規則第一百五十八条第二項中「法第一百七十四条第一項第一号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百三十五条第一項に規定する子の返還の代替執行の手続における法第一百七十一条第一項」と、同項第三号及び同規則第一百五十九条第一項中「法第一百七十五条第三項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に

関する法律第百四十条第一項において準用する法
第一百七十五条第三項」と、同規則第百六十一条第一項中「債権者及び」とあるのは「返還実施者、債権者及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する」と、同条第三項中「人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第三十四条第一項若しくは第二項又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第五十八条第一項若しくは第二項（同法第九十三条第一項及び第二百五十八条第一項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十九条第一項又は第二項（同法第二百七条第一項」と、「

第六十条第一項（同法第九十三条第一項及び第二百五十八条第一項）とあるのは「第八十一条第一項（同法第一百七条第一項）と、同条第四項中「協力」とあるのは「協力又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第八十七条の規定による協議」と、同規則第一百六十二条中「次条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第九十七条第一項において準用する第百六十三条」と、同規則第一百六十三条第三号中「債権者又はその代理

人が法第百七十五条第九項」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する法第百七十五条第六項の代理人が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する法第百七十五条第九項」と読み替えるものとする。

2) 解放実施を求める旨の申立書には、返還実施者の氏名、生年月日及び住所並びに日本国内における居所及び連絡先を記載し、子の生年月日を証する書類の写しを添付しなければならない。

(申立て等の通知)

(申立て等の通知)

第九十四条 前条の家事審判又は家事調停の申立て

があつたときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。当該

申立て（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十二条第四項又は第二百八十六

条第七項の規定により家事審判の申立てがあつたものとみなされた場合にあつては、その申立て。

以下この条において同じ。）に係る審判（審判に対する即時抗告がされた場合にあつては、同法第九十一条第二項の審判に代わる裁判）が確定したとき又は当該申立てに係る家事審判事件若しくは家事調停事件が裁判によらないで終了したときも、同様とする。

第九十四条 前条の家事審判又は家事調停の申立て

があつたときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。当該

申立て（家事事件手続法第二百七十二条第四項又は第二百八十六条第七項の規定により家事審判の

申立てがあつたものとみなされた場合にあつては、その申立て。以下この条において同じ。）に係

る審判（審判に対する即時抗告がされた場合にあつては、同法第九十一条第二項の審判に代わる裁判）が確定したとき又は当該申立てに係る家事審判事件若しくは家事調停事件が裁判によらないで終了したときも、同様とする。

第三条関係—企業担保権実行手続規則（昭和三十三年最高裁判所規則第五号）

新

旧

第三条 削除

(費用の予納)

第三条 企業担保権の実行の申立をするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

(民事執行規則の準用)

第二十二条の二 民事執行規則第三十一条の二、第三十二条、第三十三条、第三十四条中期日入札に係る部分、第三十八条から第四十五条まで、第五十条（同条第四項において準用する第三十五条から第三十七条まで

第二十二条の二 民事執行規則第三十二条、第三十三条、第三十四条中期日入札に係る部分、第三十八条から第四十五条まで、第五十条（同条第四項において準用する第三十五条から第三十七条まで

ら第三十七条までを除く。）、第五十一条の七、第五十二条、第五十四条、第五十五条及び第五十六条から第五十八条までの規定は、第六条から第五十八条までの規定は、換価に關し準用する。この場合において、同規則第三十一条の二、第三十八条第七項及び第五十条第四項中「差押債権者」とあるのは「実行の申立てをした債権者」と、同規則第三十八条第一項、第三項から第五項まで及び第七項、第四十条第一項、第四十一條、第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第三項、第五十条第三項及び第四項並びに第五十七条中「執行官」とあるのは「管財人」と、同規則第三十九条第一項中「売却基準価額」とあるのは「最低競売価額」と読み替えるものとする。

十九条第一項中「売却基準価額」とあるのは「最

を除く。）、第五十二条、第五十四条、第五十五条及び第五十六条から第五十八条までの規定は、換価に關し準用する。この場合において、同規則第三十八条第一項及び第三項から第六項まで、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第三項、第五十条第三項及び第四項並びに第五十七条中「執行官」とあるのは「管財人」と、同規則第三十九条第一項中「売却基準価額」とあるのは「最低競売価額」と読み替えるものとする。

「低競売価額」と読み替えるものとする。

第四条関係——執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）

新

（子の監護を解くために必要な行為）

第二十六条の三 民事執行法第一百七十五条第一項又は第二項（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第一百四十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による子の監護を解くために必要な行為をする場合の手数料の額は、二万五千円とする。

旧

（子の監護を解くために必要な行為）

第二十六条の三 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第一百四十九条第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をする場合の手数料の額は、二万五千円とする。

2 前項に規定する事務に着手し、民事執行規則第

2 前項に規定する事務に着手し、国際的な子の奪

百六十三条第二号又は第三号（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第九十一条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由によつてその目的を達することができない場合の手数料の額は、七千円とする。

3 (略)

(書記料)

第三十五条 民事執行法第一百六十一条第六項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する証書の作成の費用（法第十条第一項第十号）及び法第十八条第二項に定める書記料の額は、

取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第八十九条第二号又は第三号に掲げる事由によつてその目的を達することができない場合の手数料の額は、七千円とする。

3 (同上)

(書記料)

第三十五条 民事執行法第一百六十一条第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）に規定する証書の作成の費用（法第十条第一項第十号）及び法第十八条第二項に定める書記料の額は、

用紙一枚につき百五十円とする。

用紙一枚につき百五十円とする。

第五条関係—民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

新

（債務者の財産に関する情報の提供に係る報酬等の額）

（新設）

第八条の二 法第二十八条の三の報酬及び必要な費用の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

旧

- 一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二百七条第一項第一号に規定する事項について情報の提供をした場合 二千円
- 二 民事執行法第二百七条第一項第二号に規定す

る事項について情報の提供をした場合 二千円

別表第二（第二条の二関係）

五 イ (略)	項	
	上欄	下欄
口 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申	一～四 (略)	八百円

別表第二（第二条の二関係）

五 イ (同上)	項	
	上欄	下欄
口 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申	一～四 (同上)	八百円

立て、民事執行法第四十七

条第四項若しくは第四十九

条第五項の規定による裁判

所書記官の処分に対する異

議の申立て、同法第五十五

条第一項の規定による売却

のための保全処分若しくは

同条第五項の規定によるそ

の取消し若しくは変更の申

立て、同法第五十六条第一

項の規定による地代等の代

払の許可を求める申立て、

同法第六十二条第三項若し

立て、民事執行法（昭和五

十四年法律第四号）第四十

七条第四項若しくは第四十

九条第五項の規定による裁

判所書記官の処分に対する

異議の申立て、同法第五十

五条第一項の規定による売

却のための保全処分若しく

は同条第五項の規定による

その取消し若しくは変更の

申立て、同法第五十六条第

一項の規定による地代等の

代払の許可を求める申立て

くは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処

分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十五条第一項の規定による売却の不許可の申出若しくは売却許可決定の取消しの申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価賈受申出人若しくは買受人

、同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規

定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十五条第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十五条第一項の規定による売却の不許可の申出若しくは売却許可決定の取消しの申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価賈受申出人若しくは買受人

のための保全処分の申立て

、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における

価買受申出人若しくは買受

人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴

裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て、同法第百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て、同法第百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て又は民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第八十一条の規定による船舶国籍証書等の再取

訴訟債権執行の手続における裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て

、同法第百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て、同法第百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て又は民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第八十一条の規定

上命令の申立て

ハシ (略)

六 (略)

(略)

による船舶国籍証書等の再
取上命令の申立て

ハシ (同上)

六 (同上)

(同上)

第六条関係—民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）

新

（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行）

旧

（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行）

第四十一条（略）

第四十一条（同上）

2 民事執行規則第百三十三条の二、同規則第百三十五条、同規則第百三十六条第一項及び第三項並びに同規則第百三十六条规定は債権に対する仮差押えの執行について、同規則第百三十八条の規定は債権に対する仮差押えの執行について、同規則第百四十七条の規定は電話加入権に対する仮差押えの執行について、同条第二項の規定はその他の財産権で権利の移

2 民事執行規則第百三十五条、同規則第百三十六条第一項及び第三項並びに同規則第百三十八条の規定は債権に対する仮差押えの執行について、同規則第百四十七条の規定は電話加入権に対する仮差押えの執行について、同条第二項の規定はその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を

転について登記又は登録を要するものに対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、同規則第百三十八条第三項中「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは、「仮差押命令」と、「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは、「仮差押命令を発した裁判所」を読み替えるものとする。

同規則第百三十八条第三項中「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは、「仮差押命令」であるのは、「仮差押命令」と、「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」であるのは、「仮差押命令を発した裁判所」を読み替えるものとする。

要するものに対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、同規則第百三十八条规定第三項中「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは、「仮差押命令」と、「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは、「仮差押命令を発した裁判所」を読み替えるものとする。

裁判所」と読み替えるものとする。

(振替社債等に関する仮差押えの執行)

第四十二条 (略)

2 法第五十条第二項及び第三項、民事執行法第一百四十六条、同法第一百四十七条及び同法第一百四十九条、第四十一条第一項並びに民事執行規則第一百三十五条、同規則第一百三十六条第一項及び第三項、同規則第一百三十八条、同規則第一百四十七条第二項、同規則第一百五十条の三（第一項、第二項及び第八項を除く。）、同規則第一百五十条の四並びに同規則第一百五十条の六（第三項後段を除く。）の規定は、振替社債等に関する仮差押えの執行について準用する。この場合において、法第五十条第二

(振替社債等に関する仮差押えの執行)

第四十二条 (同上)

2 法第五十条第二項及び第三項、民事執行法第一百四十六条、同法第一百四十七条及び同法第一百四十九条、第四十一条第一項並びに民事執行規則第一百三十五条、同規則第一百三十六条第一項及び第三項、同規則第一百三十八条、同規則第一百四十七条第二項、同規則第一百五十条の三（第一項及び第二項を除く。）、同規則第一百五十条の四並びに同規則第一百五十条の六（第三項後段を除く。）の規定は、振替社債等に関する仮差押えの執行について準用する。この場合において、法第五十条第二項中「前

項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第一項第一項」と、同条第三項中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、「金銭の支払を目的とする債権」とあるのは「発行者」と、「金銭の支払を目的とする債権」とあるのは「民事執行規則第二百五十条の五第一項に規定する振替債等又は同項第一号に掲げる振替新株予約權付社債についての社債」と、民事執行法第二百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、同条及び民事執行規則第二百三十五条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、買取口座開設振替機関等）」と、第四十一条第一項中「法第五十条第五項において準用

項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第一項第一項」と、同条第三項中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、「金銭の支払を目的とする債権」とあるのは「民事執行規則第二百五十条の五第一項に規定する振替債等又は同項第一号に掲げる振替新株予約權付社債についての社債」と、民事執行法第二百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、同条及び民事執行規則第二百三十五条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、買取口座開設振替機関等）」と、第四十一条第一項中「法第五十条第五項において準用する民事

する民事執行法第百五十六条第三項」とあるのは「第四十二条第二項において準用する民事執行規則第百五十条の六第三項」と、同規則第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第二項において準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項第二号中「弁済の意思」とあるのは「振替又は抹消の申請（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては

執行法第百五十六条第三項」とあるのは「第四十二条第二項において準用する民事執行規則第百五十条の六第三項」と、同規則第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第二項において準用する民事執行法第百四十七条第一項」と、同条第一項第二号中「弁済の意思」とあるのは「振替又は抹消の申請（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては

、振替）を行わない」と、同項第四号中「仮差押え」があるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、同規則第百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）」と、同規則第一百三十八条第一項中「法第一百五十六条第三項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第二項において準用する第一百五十条の六第三項」と、同条第三項中「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「仮差押命令」と、「差押命令を発した裁

「振替」を行わない」と、同項第四号中「仮差押え」と、「差押命令、差押処分又は仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、同規則第二百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する仮差押えの執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）」と、同規則第二百三十八条第一項中「法第二百五十六条第三項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第二項において準用する第二百五十条の六第三項」と、同条第三項中「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「仮差押命令」と、「差押命令を発した裁

判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは、「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第四十七条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第二項において準用する法第一百四十七条第一項」と読み替えるものとする。

（電子記録債権に関する仮差押えの執行）

第四十二条の二（略）

2 法第五十条第二項及び第三項、民事執行法第一百四十五条第四項、同法第一百四十六条、同法第一百四十七条、同法第一百四十九条十七条、同法第一百四十九条、同法第一百五十条、同法第一百五十三条並びに同法第一百五十三条並びに同法第一百六十四条第五項及

判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは、「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第四十七条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第二項において準用する民事執行法第一百四十七条第一項」と読み替えるものとする。

（電子記録債権に関する仮差押えの執行）

第四十二条の二（同上）

2 法第五十条第二項及び第三項、民事執行法第一百四十六条、同法第一百四十七条、同法第一百四十九条、同法第一百五十条、同法第一百五十三条並びに同法第一百六十四条第五項及び第六項、第四十一条第一

び第六項、第四十一條第一項並びに民事執行規則

第一百三十三条の二、同規則第一百三十五条、同規則第一百三十六条第一項及び第三項、同規則第一百三十七条、同規則第一百三十六条第一項及び第三項、同規則第一百三十八条、同規則第一百四十七条第二項、同規則第一百五十八条、同規則第一百四十七条第二項、同規則第一百五十八条第十条の十（第一項及び第十一項を除く。）、同規則第一百五十条の十（第一項を除く。）、同規則第一百五十条の十二（第三項後段を除く。）、同規則第一百五十条の十五第二項並びに同規則第一百五十条の十六の規定は、電子記録債権に関する仮差押えの執行について準用する。この場合において、法第五十条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第一項」と、民事執行法第一百四十七条第一項と、民事執行法保全規則第四十二条の二第一項」と、民事執行法第一百四十五条第四項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第一項」とあるのは「民事

項並びに民事執行規則第一百三十五条、同規則第一百三十六条第一項及び第三項、同規則第一百三十七条、同規則第一百三十六条第一項及び第三項、同規則第一百五十八条、同規則第一百四十七条第二項、同規則第一百五十八条第十条の十（第一項を除く。）、同規則第一百五十条の十二（第三項後段を除く。）、同規則第一百五十条の十五第二項並びに同規則第一百五十条の十六の規定は、電子記録債権に関する仮差押えの執行について準用する。この場合において、法第五十条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第一項」と、民事執行法第一百四十七条第一項と、民事執行法保全規則第四十二条の二第一項」と、民事執行法第一百四十五条第四項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第一項」とあるのは「民事

二第二項において準用する第一百五十三条第一項又は第二項」と、同法第一百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、同条並びに民事執行規則第一百三十五条並びに同規則第一百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関」と、同法第一百六十四条第五項中「第一百五十条」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する第一百五十条」と、第四十一条第一項中「法第十五条第五項において準用する民事執行法第一百五十六条第三項」とあるのは「第四十二条の二第二十五条第五項において準用する民事執行法第一百五十六条第三項」である。

とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関」と、同法第百六十四条第五項中「第百五十条」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する第百五十条」と、第四十一条第一項中「法第五十条第五項において準用する民事執行法第百五十六条第三項」とあるのは「第四十二条の二第二項において準用する民事執行規則第一百五十条の十二第三項」と、同規則第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する民事执行法第百四十七条第一項」と、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項」(

「第三項」と、同規則第百三十三條の二中「法第百四十五条第四項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第百四十五條第四項」と、同条第二項中「法第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第百五十一条第一項又は第二項」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権法第十六条第一項第七号に規定する記録番号をいう。）その他当該電子記録債権を特定するために必要な事項」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分する事項」とあるのは「次に掲げる事項（電子債権記録機関にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）と、同項第一号中「その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その内容）

電子債権記録機関にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）」と、同項第一号中「その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その内容）」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権法第十六条第一項第七号に規定する記録番号をいう。）その他当該電子記録債権を特定するために必要な事項」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分する事項」とあるのは「次に掲げる事項（電子債権記録機関にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）と、同項第一号中「その種類及び額（金

錢債権以外の債権にあつては、その内容」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権法第十六条第一項第七号に規定する記録番号をいう。）その他当該電子記録債権を特定するため必要な事項」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、同規則第二百三十八条第一項中「法第二百五十六条第三項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する第二百五十条の十二第三項」と、同条第三項中「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「仮差押命令」と、

の十二第三項」と、同条第三項中「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「仮差押命令」と、「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第二百四十七条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する民事執行法第二百四十七条第一項」と、同規則第二百五十条の十五第二項中「前項において準用する法第二百五十三条第一項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する民事執行法第二百五十三条第一項」と読み替えるものとする。

「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第百四十七条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第百四十七条第一項」と、同規則第一百五十条の十五第二項中「前項において準用する法第百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第百五十三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第七条関係—犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成十一年最高裁判所規則第十号）

新

（電子記録債権の没収保全）

第十一條の二（略）

2511（略）

12 第二項の没収保全命令が発せられている場合において、電子記録債権法第七十七條第一項の規定により没収保全に係る電子記録債権が記録されている債権記録（同法第二条第四項に規定する債権記録をいう。次項において同じ。）がその効力を失つたときは、既にされた没収保全に関する処分

旧

（電子記録債権の没収保全）

第十一條の二（略）

2511（略）

12 第二項の没収保全命令が発せられている場合において、電子記録債権法第七十七條第一項の規定により没収保全に係る電子記録債権が記録されている債権記録（同法第二条第四項に規定する債権記録をいう。次項において同じ。）がその効力を失つたときは、既にされた没収保全に関する処分

その他の行為は、当該電子記録債権の内容をその権利の内容とする債権に対する債権の没収保全に関する処分その他の行為として効力を有する。

13 (略)

(強制執行による差押え等がされている財産につき没収保全がされた場合の通知)

第十六条 (略)

2 (略)

3 第一項本文に規定する場合において、強制執行の申立てが取り下げられたとき、強制執行の手続を取り消す決定が効力を生じたとき、又は強制執行の手続により財産が売却されたときは、執行裁

その他の行為は、当該電子記録債権の内容をその権利の内容とする指名債権に対する債権の没収保全に関する処分その他の行為として効力を有する。

13 (略)

(強制執行による差押え等がされている財産につき没収保全がされた場合の通知)

第十六条 (同上)

2 (同上)

3 第一項本文に規定する場合において、強制執行の申立てが取り下げられたとき、強制執行の手続を取り消す決定が効力を生じたとき、又は強制執行の手続により財産が売却されたときは、執行裁

判所の裁判所書記官（動産にあつては執行官、差押処分がされている金銭債権にあつては当該差押処分をした裁判所書記官）は、検察官にその旨を通知しなければならない。民事執行法第百四十三条规定する債権（同法第百六十七条规定第一項の規定により債権執行の例によるものとされる同項に規定するその他の財産権を含む。）について、同法第百五十五条第四項（同法第百六十七条规定第十四第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき、同法第百六十六条第二項において準用する同法第八十四条の規定による配当若しくは弁済金の交付若しくは同法第百六十七条规定第十一第三項の規定による弁済金の交付が実施された

判所の裁判所書記官（動産にあつては執行官、差押処分がされている金銭債権にあつては当該差押処分をした裁判所書記官）は、検察官にその旨を通知しなければならない。民事執行法第百四十三条规定する債権（同法第百六十七条规定第一項の規定により債権執行の例によるものとされる同項に規定するその他の財産権を含む。）について、同法第百五十五条第三項（同法第百六十七条规定第十四第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき、同法第百六十六条第二項において準用する同法第八十四条の規定による配当若しくは弁済金の交付若しくは同法第百六十七条规定第十一第三項の規定による弁済金の交付が実施された

されたとき、又は同法第百五十九条第一項の転付命令若しくは同法第百六十一条第一項の譲渡命令が確定したときも、同様とする。

とき、又は同法第百五十九条第一項の転付命令若しくは同法第百六十一条第一項の譲渡命令が確定したときも、同様とする。

(令和元年 10. 8 民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の一部を改正する規則（改める文）
- 2 同理由
- 3 同新旧対照条文

理由

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴い、船舶油濁等損害賠償責任制限事件の手続等に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則（昭和五十一年最高裁判所規則第三号）

新

旧

船舶油濁等損害賠償責任制限事件等手続規則

(タンカー油濁損害賠償請求事件等の裁判籍)

船舶油濁等損害賠償請求事件等の裁判籍

船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則
(タンカー油濁損害賠償請求事件等の裁判籍)

船舶油濁損害賠償請求事件等の裁判籍

船舶油濁等損害賠償請求事件等の裁判籍

第一条 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五条。以下「法」という。）第十一條（法第三十九条第二項及び第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条第一項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）の地は、東京都千代田区とする。

る。

）の地は、東京都千代田区とする。

(責任制限事件の管轄裁判所)

第三条 法第三十一条（法第四十三条第五項及び第五十一條第五項において準用する場合を含む。）の地方裁判所は、東京地方裁判所とする。

(タンカー油濁損害に係る責任制限手続に関する

第六条 この規則に定めるもののほか、法の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、船舶所有者等責任制限事件手続規則（第十一条、第十二条及び第十六条第二項第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第一条第二項第五号及び第九号中「船舶、救助

準用規定)

(責任制限事件の管轄裁判所)
第三条 法第三十一条の地方裁判所は、東京地方裁判所とする。

第六条 この規則に定めるもののほか、法の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、船舶所有者等責任制限事件手続規則（第十一条、第十二条及び第十六条第二項第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第一条第二項第五号及び第九号中「船舶、救助

船舶又は救助者」とあるのは「タンカー」と、同項第七号中「制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第十二条第二項第五号において同じ。）」とあるのは「制限債権」と読み替えるものとする。

（一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続に関する準用規定）

船舶又は救助者」とあるのは「タンカー」と、同項第七号中「制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。第十二条第二項第五号において同じ。）」とあるのは「制限債権」と読み替えるものとする。

（新設）

第七条 この規則に定めるもののほか、法の規定による一般船舶等油濁損害に係る責任制限手続については、船舶所有者等責任制限事件手続規則の規定を準用する。この場合において、同規則第一条第二項第五号及び第九号中「船舶、救助船舶又は救助者」とあるのは、「タンカー又は一般船舶」

と読み替えるものとする。

(難破物除去損害に係る責任制限手続に関する準用規定)

第八条 この規則に定めるもののほか、法の規定による難破物除去損害に係る責任制限手続については、船舶所有者等責任制限事件手続規則(第十一條、第十二条及び第十六条第二項第四号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同規則第一条第二項第五号及び第九号中「船舶、救助船舶又は救助者」とあるのは、「タンカー又は一般船舶」と読み替えるものとする。

(新設)

事務総局会議（第28回）議事録

日時	令和元年10月15日（火）午前11時00分～午後零時00分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 令和元年度総務課長等協議会の開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 総務局関係事項について 村田総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 家庭規則制定諮問委員会に対する家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定の諮問について 手嶋家庭局長説明（資料第3）</p> <p>4 家事事件担当裁判官等協議会の開催について 手嶋家庭局長説明（資料第4）</p> <p>5 首席家庭裁判所調査官協議会の開催について 手嶋家庭局長説明（資料第5）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2, 3</p> <p>◎ 了承 1, 4, 5</p>

秘書課長 大須賀 寛之

令和元年度総務課長等協議会の開催について

1 主催

各高等裁判所（2つの高等裁判所を1ブロック（東京高等裁判所及び名古屋高等裁判所、大阪高等裁判所及び高松高等裁判所、広島高等裁判所及び福岡高等裁判所、仙台高等裁判所及び札幌高等裁判所）として共同開催。）

2 期日

令和元年12月2日（月）から令和2年2月28日（金）までの間の1日を選定する。

3 場所

名古屋高等裁判所、広島高等裁判所、札幌高等裁判所及び高松高等裁判所

4 協議事項

適正な事務処理の確保に向けた総務課長の役割

(1) 組織内の規範遵守を図るための総務課長の役割

ア 文書事務の観点から

イ 事務の適正の確保の観点から

(2) 組織内の情報流通を図るための総務課長の役割

広報（報道）事務の観点から

(3) (1)及び(2)も踏まえた職員の育成等に向けた総務課長の役割

総務課職員の現状と課題について

5 協議員

(1) 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の総務課長（地家裁のいずれか一方の総務課長を総務担当課長とする府については、各高等裁判所の判断により、同課長のみを協議員とすることも可とする。）

(2) 次の者のうち、協議事項ごとに高等裁判所が参加を相当と認めるもの

各高等裁判所及び各地方裁判所の総務課文書企画官並びに各高等裁判所の総

務課課長補佐及び総務課専門官

(3) 開催高裁所在地の地家裁所長並びに開催高裁の局次長、人事課長及び会計課長について、希望があれば参加していただいて差し支えない。

最高裁判所を被告とする訴訟が提起された場合
における対応に関する事項についての議決事項案

最高裁判所を被告とする訴訟が提起された場合における答弁書等の作成
及び提出その他の対応に関する事項については、最高裁判所事務総長に委
任する。

事務総局会議資料 第3
(10月15日開催)

(令和元. 10. 15 家二印)

家庭規則制定諮問委員会に対する家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定の諮問について

<配布資料目録>

家庭規則制定諮問委員会諮問事項（案）

(令和元. 10. 15 家二印)

家庭規則制定諮問委員会諮問事項（案）

民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）の施行に伴う家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定について

事務総局会議資料 第4
(10月15日開催)

(令和1.10.15家二印)

家事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京、大阪、名古屋、福岡各高等裁判所
(2) (1)以外の高等裁判所は、次により共催
ア 広島、高松各高等裁判所
イ 仙台、札幌各高等裁判所
- 2 期日 令和2年1月又は2月中の1日
- 3 場所 1の(1)については、各高等裁判所
1の(2)のアについては、高松高等裁判所
1の(2)のイについては、札幌高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という観点から取り組むべき調停運営に関する課題
(2) 後見関係事件の運用上の諸問題及び成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた地方自治体との連携における課題
- 5 協議員 各高等裁判所管内の家庭裁判所において家事事件を担当する裁判官、家庭裁判所調査官及び裁判所書記官

事務総局会議資料 第5
(10月15日開催)

(令元. 10. 15家三印)

首席家庭裁判所調査官協議会の開催について

1 主 催 次のとおり共催

- (1) 東京、仙台各高等裁判所
- (2) 大阪、札幌各高等裁判所
- (3) 名古屋、高松各高等裁判所
- (4) 福岡、広島各高等裁判所

2 期 日 令和2年1月又は2月中の1日

3 場 所 1の(1)については、東京高等裁判所

1の(2)については、大阪高等裁判所

1の(3)については、名古屋高等裁判所

1の(4)については、福岡高等裁判所

4 協議事項 首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等
に関し考慮すべき事項

5 協 議 員 各家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 合計50人